原 産 品 申 告 書

（米国協定）

本様式は、協定附属書ⅠＣ節第１款９（a）に基づく自己申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。

|  |
| --- |
| 1. 輸出者の氏名又は名称及び住所 |
| 2. 生産者の氏名又は名称及び住所 |
| 3. 輸入者の氏名又は名称、住所及び電話番号 |
|  No. | 4. 産品の概要（品名及び仕入書の番号等） | 5. 関税分類番号 (6桁, HS 2017) | 6. 適用する原産性の基準※ |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 7. その他の特記事項  |
| 8. 作成者　氏名又は名称及び住所又は居所　　　　　　　　　　　　　（代理人の氏名又は名称及び住所又は居所）　　　　　　　 　　　作成日　　　年　　　月　　　日 |

以上のとおり、4．に記載する産品は、日米貿易協定に基づく原産品であることを申告します。

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから完全に生産される産品、PSR: 品目別原産地規則を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料

（規格Ａ４）

記　載　要　領

1. 生産者に関する情報

輸出者と生産者が異なる場合において、生産者に関する情報は、可能な範囲において記載することとして差し支えない。

1. 輸入者に関する情報

輸入者の氏名又は名称、住所及び電話番号を記載する。輸入者の住所は日本国内とする。

1. 産品の概要

産品の品名を記載する。品名は、原産品申告書の対象となる産品と関連付けるために十分なものとする。

「産品の概要」欄において５欄以上を要する場合には、本原産品申告書と一体であることが確認できるように作成するものとする。

1. 統一システムの関税分類

統一システム（HS2017版）に従い６桁番号の水準までの関税分類を記載する。

1. 適用する原産性の基準

産品に原産品であるための資格を与える原産地規則について、下記に従い記載する。複数の産品名がある場合には、それぞれに記載する。

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから完全に生産される産品、PSR: 品目別原産地規則を満たす産品

なお、上記に加えて、以下の規定を適用した場合には、合わせて記載する。

※DMI: 僅少の非原産材料

1. 原産品申告書作成者

原産品申告書の作成者の氏名又は名称、住所又は居所を記載する。なお、本申告書は、輸入者が作成することができる。また、輸入者に代えて輸入者の代理人が作成することができる。

1. 日付

原産品申告書には、作成した日付を記載する。

1. 言語

原産品申告書は、日本語又は英語で作成することができる。

9．その他

原産品申告書の記載内容につき、その他、税関に提出した関係書類で確認できる場合には適宜記載を省略しても差し支えない。ただし、当該関係書類との関連性が明確であることが必要である。